

練馬区告示第 **427** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更し、同条第2項の規定により新たに道路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年8月20日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月20日

練馬区長 吉 田 健 一

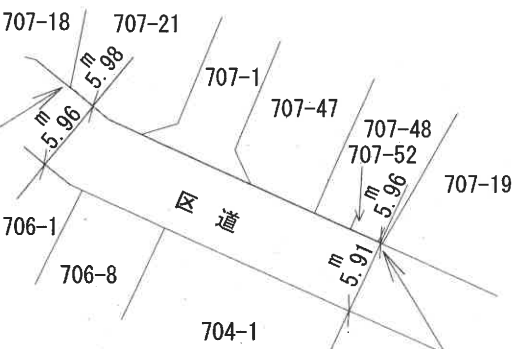
路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
33-282	練馬区	南大泉 五 丁目 707 番 48 地先	変更前	5.91 から 5.96	29.37	—
	練馬区	南大泉 五 丁目 707 番 21 地先 まで	変更後	5.96 から 5.98	29.37	1.00

特別区道路線区域変更図

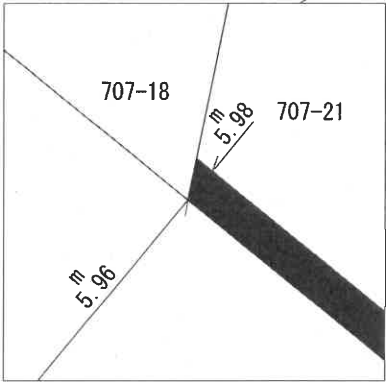
南大泉 五丁目 地内

縮尺 600分の1

- 特別区道
- 区域変更による道路



拡大図 縮尺 5分の1



拡大図 縮尺 5分の1

